

官報電子化の基本的考え方について（案）①

【ポイント】

- 官報を電子的に発行し、国民の利便性を向上。（どこからでも、すぐに、無料で閲覧・入手可能）
- インターネットが利用できない方に配慮。（印刷した書面の配送・販売、国会図書館等での閲覧）
- 電子化に伴うリスク（通信障害、改ざん等）に対応。
- まずは電子化を確実に実施。デジタルをいかした業務効率化・利便性向上も継続的に検討・実施。

官報の現状

- 明治16年の創刊以来、紙の印刷物として発行。
（創刊140年）
- 国の公報として、法令の公布等や、様々な公示事項を掲載・周知。
- 内閣府が官報に関することを所掌。
（独）国立印刷局が、委託を受けて、官報の編集、印刷、普及等を実施。
- 平日毎朝8:30に発行。
必要な場合には、特別号外を発行。

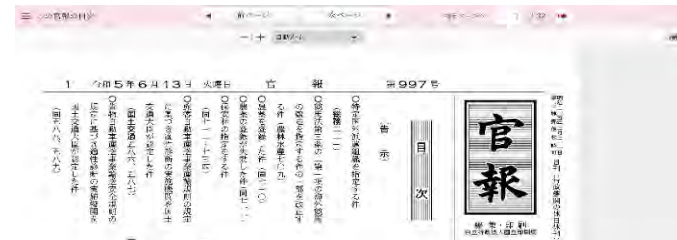


※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。
※官報の発行に関する法律は存在しない（慣習法）。

電子官報の発行

光ファイバ整備率：
99.72%（R4.3末）

- インターネットを利用して官報を発行。
 - ・ 90日間、閲覧・入手可能
（利便性、プライバシー等への配慮も考慮し、不断の見直し）
 - ・ その後も法令、政府調達等の情報を提供
 - ・ 官報情報検索サービスの提供（有料）
 - ・ 永久保存（国立印刷局）



- インターネットを利用できない方への配慮
 - ・ 官報記録事項記載書面
（官報の内容を印刷した書面）の配送・販売
 - ・ 国立印刷局、国会図書館等での閲覧
（デジタルサイネージ、オンライン端末など）

官報電子化の基本的考え方について（案）②

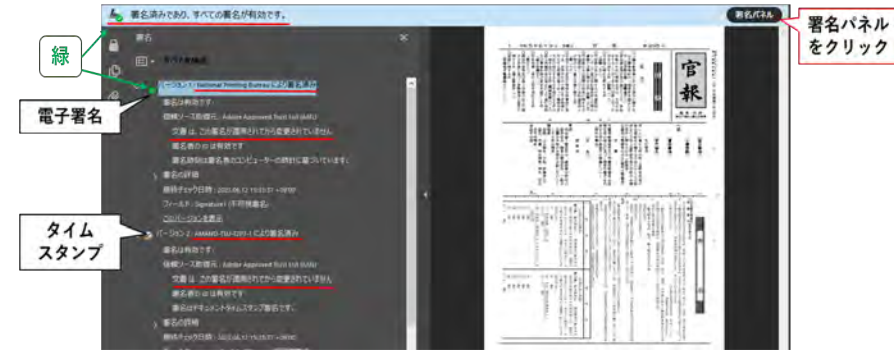
リスクへの対応

● 改変・通信障害等の予防等

- ・サイバーセキュリティ対策
- ・システム障害等に備えた冗長性の確保
- ・改変検知のための電子署名及びタイムスタンプの活用

国の認定制度に基づく信頼性の高い技術を採用。
将来においてはその時点で最適な技術に見直し。

【参考】インターネット版官報をPDFで開いたときの画面（署名の緑アイコン⇒改変されていない）



● 官報を電子的に発行できない場合の代替措置等

- ・通信障害等により発行できない場合、代替措置として書面官報を発行。
- ・災害等の緊急事態発生時において発行できない場合、緊急措置として緊急官報を掲示。

※復旧後、電磁的記録を作成し、インターネットで情報提供等を行う。

紙その他の有体物

発行主体

- 内閣府が官報を所掌。
- 国立印刷局は、編集・発行の事務を継続的・正確・確実に実施可能。（緊急時の即応、守秘義務等）

データ利活用

- 官報の電子化を迅速に実施。そのための基盤的業務に万全を期す。
- デジタルをいかした業務効率化・利便性向上を継続的に検討・実施。
 - ・法制事務のデジタル化の検討とも連携。デジタル庁や関係機関と連携し、機械可読化も目指す。
 - ・サイバーセキュリティ、データ形式等について、持続的に進化できるよう、技術中立性にも留意。